様式第５号（第１０条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　第　　　号

　　年　　月　　日

　（申請者）

　　　　　　　　　　様

　　　　　愛知県知事

「風になって、遊ぼう。」動画又はキービジュアル利用許諾内容変更許諾通知書

年　月　日付けで申請のありました「風になって、遊ぼう。」動画又はキービジュアルの利用許諾内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許諾番号 |  | |
| 変更項目 |  | 動画又はキービジュアル |
|  | 利用用途 |
|  | 利用対象物の名称 |
|  | 利用期間 |
| 変更後 |  | |
| 利用条件 | 「風になって、遊ぼう。」動画及びキービジュアルの利用に係る取扱要綱に沿って正しく利用すること | |

【「風になって、遊ぼう。」動画キービジュアルの利用に係る取扱要綱（抜粋）】

（利用者の遵守事項）

（１）動画及びキービジュアルの利用が第１条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること

（２）動画及びキービジュアルの利用に当たっては、利用許諾（第１０条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること

（３）動画の利用にあたっては、一部のみの利用、形状・色調の変更、縦横比率の変更、他の図形若しくは文字の追加、音楽の変更などの改変を加えて利用してはならない。

（４）キービジュアルの利用にあたっては、一部のみの利用、形状・色調の変更、縦横比率の変更、他の図形若しくは文字と重ねるなどの改変を加えて利用してはならない。

（５）キービジュアルについては、原則、別紙のサイズ以上で利用すること。ただし、知事が支障ないと認めた場合はこの限りではない。なお、この場合でも、可読サイズで著作権者の表示（© Studio Ghibli）をすること。

（６）利用許諾を受けた権利を譲渡し、転貸し、又は承継しないこと

（７）第三者に利用対象物の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること

（８）当該利用許諾に係る利用対象物の画面キャプチャ、現場写真、又は完成品の写真等、利用の状況がわかる資料（資料をデータで提出できるときは当該データ）を提出すること（資料をＣＤ－Ｒ等で提出した場合、当該ＣＤ－Ｒ等は返却しない。）

（９）知事が必要に応じて行う動画及びキービジュアルの利用状況等に関する照会に応じること

（10）その他各種の法令を遵守すること